

公立大学法人前橋工科大学における市内出身者の授業料の特例に関する取扱細則

平成30年7月31日制定

公立大学法人前橋工科大学細則10号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学授業料等の免除等に関する規則（平成25年規則第86号。以下「規則」という。）第4条第1項第6号の規定により、前橋市に住所を有する者等で学業成績及び人物がともに優秀であるもの（以下「特待生」という。）として授業料を減額するものの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特待生)

第2条 特待生は、公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規則（平成25年規則第85号）別表第1入学料の欄のうち、前橋市民の金額の適用を受けて入学した学部生とする。

2 特待生として学業成績が優秀であると認める基準は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準
1年次	大学入学共通テストにおける次の科目の各得点（得点調整が行われた場合は、得点調整後の得点）が、全て全国平均点以上であること。 (1)「数学Ⅰ, 数学A」 (2)「数学Ⅱ, 数学B, 数学C」 (3)「英語」 (4)「物理」、「化学」、「生物」のうち最も得点が高いものを1科目
2年次から 4年次まで	前年時に特待生で、同年時の学業成績（成績評価係数順位）が所属の学群の年次在学生数×10%（小数点以下切捨）以内の席次

3 特待生として人物が優秀であると認める基準は、平常の学業等の態度が優秀であると認められる者とする。

(授業料の減額の手続)

第3条 特待生として授業料の減額を受けようとする者は、規則第2条第3項に規定する授業料減免等申請書を指定の期日までに提出しなければならない。この場合において、大学入学共通テストを課されていない者は、大学入学共通テスト成績通知表を添付しなければならない。

2 前項の規定による提出があった場合において、理事長が特待生として授業料を減額することを決定したときは、前橋市出身入学者特待生決定通知書により通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた特待生については、1年次の後期の授業期間から4年次の後期の授業期間までの授業料の減額に係る申請は、これを要しない。

(書類の様式)

第4条 前橋市出身入学者特待生決定通知書の様式は、別に定める。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日細則第6号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月16日細則第12号)

この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日細則第2号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学する学部生で、施行日以後も引き続き在学するものに対する改正後の第2条第2項の表の規定の適用については、同表中「学群」とあるのは、「学科」とする。

附 則 (令和6年5月31日細則第2号)

この細則は、令和6年7月1日から施行する。